

利用料無償化後の手続きについて

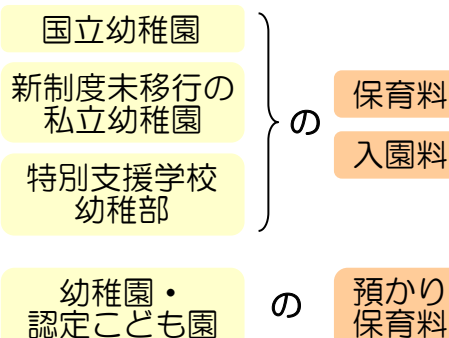
利用料が無償化された後も利用料の支払いにかかる手続きが必要な場合があります。

支払方法は **ほうていだいり じゅりょう 法定代理受領** と **しょうかんばら 償還払い** の2種類があります。

法定代理受領とは

利用料から無償化相当額を差し引いた額のみを利用施設に支払う方法です。

対象利用料



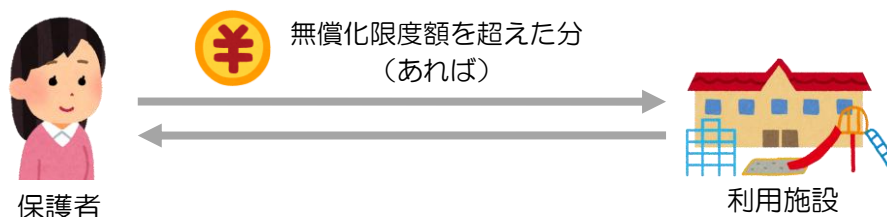
¥代 ←別紙ではこのマークで示しています。

注意

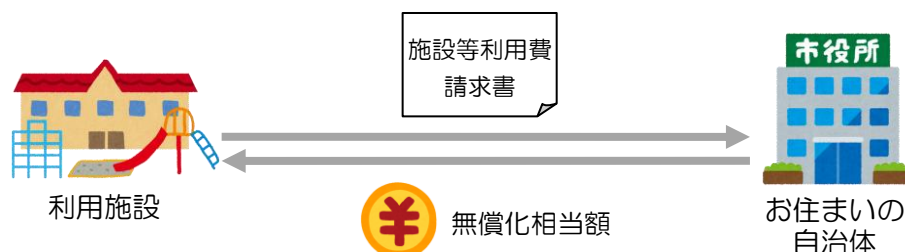
で囲まれた利用料は、償還払い
か法定代理受領か、
どちらの方法になるかは施設によって異なります。
詳しくはご利用の施設
にお問い合わせください。

手続きの流れ

- ① 施設から保護者へ無償化限度額を超えた分の利用料の請求があります。



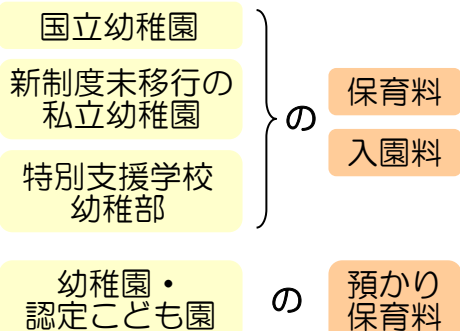
- ② 利用施設がお住まいの自治体に利用料のうち無償化相当額を請求し、支払いを受けます。



償還払いとは

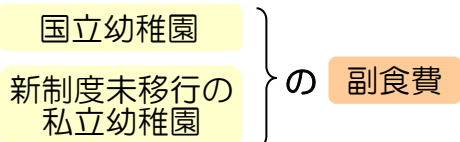
保護者が利用料を施設に全額支払い、後日保護者がお住まいの自治体へ無償化相当額を請求する方法です。

対象利用料



認可外
保育施設等

の 利用料



※ただし世帯年収 360 万円未満
相当の子及び第3子以降に限る

¥ 還 ←別紙ではこのマークで
示しています。

明石市ホームページ「幼児教育・保育の無償化」でも、償還払いに関する手続き等の詳細を案内しています。
あわせて、請求書など、請求に必要な様式も掲載しています。



<お問い合わせ>

明石市こども育成室
(利用担当)

電話: 078-918-5092

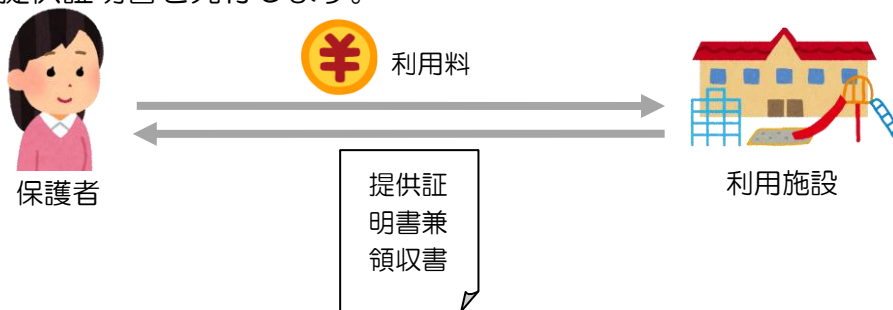
FAX: 078-918-5293

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

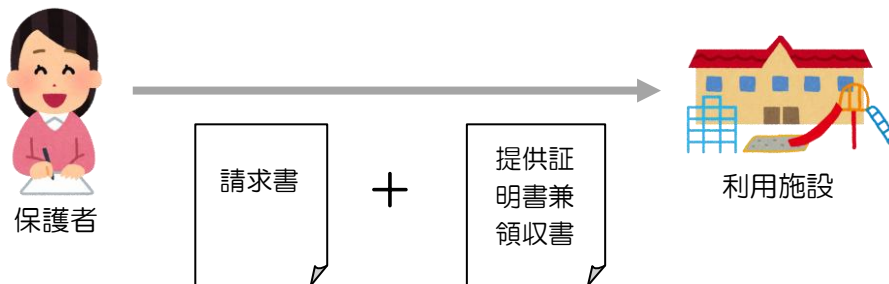
手続きの流れ

- ① 保護者が施設に利用料を支払い、施設は保護者に領収書・提供証明書を発行します。



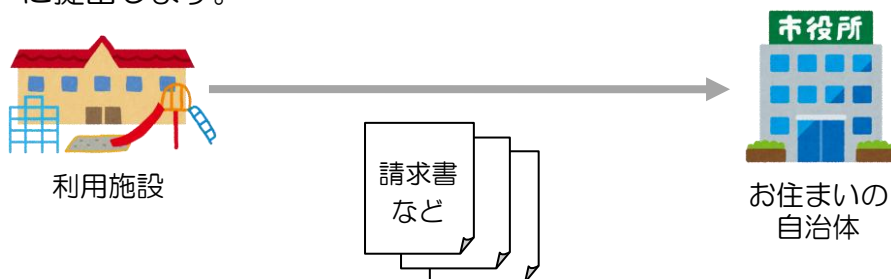
※施設によっては、提供証明書と領収書がそれぞれ発行されることがあります。その場合は、提供証明書と領収書を両方提出してください。

- ② 利用施設に必要書類を提出してください。



※施設での取りまとめをしていない場合は、こども育成室利用担当まで上記書類を郵送にてご提出ください。

- ③ ②でご提出いただいた書類を利用施設がお住まいの自治体に提出します。



- ④ お住まいの自治体から無償化相当額が振り込まれます。



※国立幼稚園・新制度未移行の私立幼稚園の副食費の無償化に関しては、対象となる保護者の方にご利用中の施設を通じて個別に案内します。